

「平成30年米原市竜巻災害義援金」募集要綱

1 趣旨

平成30年6月29日に滋賀県米原市において発生した竜巻と推定される突風により被害を受けた方を支援するため義援金を募集することが決定されました。

これを受けて、滋賀県共同募金会においても「平成30年米原市竜巻災害義援金」の募集を行うこととします。

2 義援金の名称

平成30年米原市竜巻災害義援金

3 実施主体

社会福祉法人 滋賀県共同募金会

4 受付期間

平成30年7月6日（金）から平成30年9月28日（金）まで

5 義援金受入れ口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
滋賀銀行	県庁支店	普通預金 523370	社会福祉法人 滋賀県共同募金会
ゆうちょ銀行	口座記号番号 00980-4-195808		滋賀県共同募金会 米原市竜巻災害義援金

※滋賀銀行本・支店間の窓口からの振込については、手数料は無料となります。

※ゆうちょ銀行の本・支店及び郵便局窓口からの振込手数料は無料となります。

※上記以外の他銀行からの振り込み、ATM、ネットバンキング等からの振込については手数料が必要となります。

※義援物資の取扱はしておりません。

6 義援金の配分

義援金については、「平成30年米原市竜巻災害義援金募集・配分委員会」が取りまとめ、配分基準に基づいて被災者に配分されることとなります。

7 領収書の発行

寄付者が義援金について税制上の優遇措置を希望される場合は、別紙「領収書希望者名簿」により必要事項を記入のうえ滋賀県共同募金会へ送付してください。

なお、寄付者が義援金について税制上の優遇措置を希望される場合は、「領収書希

望者名簿〈様式2〉」に必要事項を記入のうえ、義援金を送金した際の送金控〈様式3〉と一緒に兵庫県共同募金会へFAX送付して下さい。

後日、滋賀県共同募金会より領収書を発行いたします。

8 問い合わせ先

社会福祉法人 滋賀県共同募金会

〒520-0044 滋賀県大津市京町四丁目3番28号 厚生会館内

TEL：077-522-4304 FAX：077-522-4375

E-mail：info@shiga-akaihane.org

(平成30年7月6日制定)